

支援センター みらい

ヘルパーステーション「あしすと」並びに 就労移行事業所「ふつーる」の事務進捗状況

- 3月18日 評議員会・理事会 平成22年度事業計画及び事業予算承認
- 5月27日 評議員会・理事会 上記内容について進捗及び今後の予定を説明
- 7月1日 支援センター移転先賃貸契約締結（家賃27万、契約金270万）
- 7月23日 ヘルパーステーションの名称を全職員の多数決で「あしすと」とし、理事長に承認を得る。
- 7月26日 障がい者自立支援法基盤整備事業補助金申請（豊中市と事前相談）
新事業移行のための改修、修繕事業 7月30日締め切り
- 7月30日 支援センター改修工事打ち合わせ（株式会社シンエイ）
- 8月5日 同上（クリモト建設）
- 8月9日 緊急雇用創出基金事業（人材育成及び雇用）
障害福祉施設・作業所支援人材養成事業プロポーザル参加
- 8月11日 障がい者就労訓練設備等整備事業補助金申請（大阪府申請中）
就労訓練設備等の整備事業（500万を限度で10/10補助）
焼き菓子業務に伴う厨房機器整備
- 8月13日 緊急雇用創出基金事業（人材育成及び雇用）
障害福祉施設・作業所支援人材養成事業計画書提出
- 8月16日 障がい者自立支援法基盤整備事業補助金申請（大阪府申請中）
新事業移行のための改修、修繕事業
（500万を限度で10/10補助）
- 8月20日 緊急雇用創出基金事業委託決定（事業費12,364千円）
- 8月23日 上記事業委託契約締結（9月1日から翌年3月31日単年度事業）
- 8月26日 居宅介護、重度訪問事業所開設のための事前協議（大阪府）
ヘルパーステーション「あしすと」
*移動支援事業は市町村申請で居宅の認可が下り次第申請
- 8月27日 障がい者自立支援法基盤整備事業補助金申請（大阪府申請中）
居宅介護開設準備経費申請（事務備品関係）
（50万を限度に10/10補助）
- 9月1日 第2回目 居宅介護、重度訪問事業所開設のための事前協議
- 9月1日 重要分野雇用創造事業 職員募集開始（4名の雇用）
- 9月7日 上記職員募集合同面接会に参画（労働会館）
- 9月8日 就労移行事業開設事前協議（大阪府）
- 9月16日 第2回評議員会・理事会承認後
第1期工事 支援センター事務部門

- 9月16日 大阪府から本改修工事に関して質問書が届く
- ① 府生活基盤推進課指導グループとの事前協議を済ませたか。
 - ② 食べ物関係を事業と考えているようですが、設備面で保健所の許可が下りる内容であるか。
 - ③ 本改修工事について、建築確認申請が必要か。
 - ④ 本改修工事について、福祉のまちづくり条例に適合している内容か。
 - ⑤ 本改修工事について、市の都市計画等で支障はないか。
 - ⑥ 本改修工事について、府生活基盤推進課指導グループ指定担当の指定をとれる見込みの内容か。
 - ⑦ 空調の取り付け位置が図面上ないので、図面に記載したものを提出すること。
 - ⑧ 整備についての資金計画を示すこと。
- 9月17日 見積もり依頼業者に上記③～⑦について、早急に調整を依頼する。
- 9月21日 豊中保健所に平面図、設備備品設置図面を持参し指導を受ける。トイレの手洗い等で指摘を受け改善することで特に問題はないとのこと。
- 9月28日 9月16日付理事会において1期工事(居宅介護事業事務所部分)の承認を得られたので③～⑦の件について問題ないか確認を入れる。
- 10月4日 見積もり業者から、福祉のまちづくり条例に精通した設計事務所に同条例に適合した図面作成を依頼する事を進められる。
- 10月14日 豊中市建築審査課に同改修工事について相談に行く。
- 10月15日 設計事務所に依頼
- 11月5日 ③～⑦に適合した平面図完成
- 11月8日 障がい者就労訓練設備整備等整備事業内示(500万)
- 11月9日 障がい者就労訓練設備整備等整備事業内示説明会
- 11月10日 大阪府提出用図面完成
- 11月11日 障がい者自立支援法基盤整備事業補助金(改修工事に係る入札事務の書式作成)理事会資料作成
- 11月11日 大阪府からの質問書に対する回答書作成(起案)
- 11月12日 障がい者就労訓練設備整備等整備事業(厨房機器購入に係る入札事務の書式作成)理事会資料作成
- 11月12日 大阪府へ回答文書送付
- 12月8日 大阪府へ追加回答文書送付
- 12月20日 大阪府から内示説明会の案内
- 12月24日 大阪府内示説明会

各種補助金の活用

| | 補助事業名 | 内 容 | 金 額 | 進 捗 |
|---|------------------------------|---------------------|--------------|------------|
| ① | 緊急雇用創出基金事業障害福祉施設・作業所支援人材養成事業 | 福祉人材育成と雇用 | 12,364,000 円 | 委託決定 |
| ② | 障がい者就労訓練設備整備等整備事業 | 就労訓練設備整備 (厨房機器等) | 4,896,000 円 | 内示 11/8 |
| ③ | 障害者自立支援法基盤整備等整備事業 | 改修、修繕 | 5,000,000 円 | 申請中 |
| ④ | 障害者自立支援法基盤整備事業 | 開設準備経費補助 | 500,000 円 | 内示 |

註) ①＝授産施設が受託し、事業の実施者が支援センターで行なう。

②③＝就労移行事業所を開設に係る費用補助金

④＝ヘルパーステーション開設に係る初度備品購入補助金

支援センター移設に掛かる経費

| | | 内 容 | 金 額 | 進 捗 |
|---|----------------|---------|---------------|--------|
| ① | 支援センターみらい 物件 | 契約金 | 2,700,000 円 | 7/1 から |
| ② | 同上 | 家賃 (月額) | 270,000 円 | 7/1 から |
| ③ | 支援センターみらい | 改修・内装費 | 約 8,500,000 円 | 内示後 |
| ④ | 就労移行事業所ふつーる | 一体工事 | | |
| ⑤ | ヘルパーステーションあしすと | 初度備品 | 523,599 円 | 50 万内示 |
| ⑥ | 就労移行事業所ふつーる | 厨房機器購入 | 4,896,150 円 | 内示 |

註) ①②＝申請、事前協議時点で賃貸契約の締結が必要なため

③④＝障害者自立支援法基盤整備等整備事業 (改修・内装工事 (申請中))

註) 居宅支援事業ではその制度が無い為一体工事とする

⑤居宅支援事業開設準備経費補助金を充てる (内示)

⑥障がい者就労訓練設備整備等整備事業 (内示)

支援センターみらい

ヘルパーステーションあしすと

平成22年度事業計画書（案）

1. 事業所の運営

- (1) 所在地 大阪府豊中市北桜塚3丁目8番17号
- (2) 事業所の名称 ヘルパーステーション「あしすと」
- (3) 職員 管理者、サービス提供責任者、従業者3名（非常勤）、
事務員1名（兼務）
- (4) 事業の内容 居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業
- (5) 事業開始年月日 平成22年10月1日（予定 申請中）
事業所指定番号 居宅介護事業（大阪府 申請中）
重度訪問介護（大阪府 申請中）
移動支援事業（上記指定後、豊中市へ申請）

支援センターみらいが展開する三つ目の認可事業として、ヘルパーステーション「あしすと」で居宅介護事業、重度訪問事業、移動支援事業をおこなう。ただし、移動支援事業については居宅介護事業の認可が下り次第、豊中市申請に申請をおこなう。

2. 事業の内容

障害者自立支援法に規定される障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業を下記の業務を通じて適切に実施する。

- (1) 居宅介護サービス、重度訪問介護サービス、移動支援サービスの提供
- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、移動支援計画の作成
- (3) 利用者負担額等の請求・受領事務
- (4) 介護給付費等の請求・受領事務
- (5) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- (6) 事業統計の作成
- (7) その他事業に必要な業務

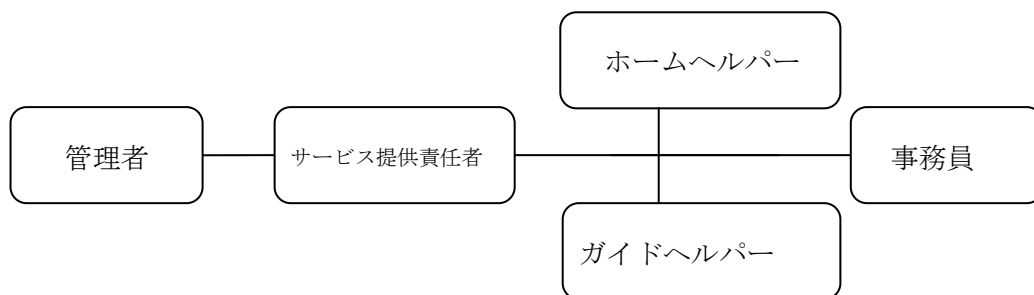
3. 利用者の推定数

事業開始当初は16名程度（居宅介護15名、重度訪問介護1名）とし、居宅介護（家事援助を月利用4日で一日3時間程度、身体介護を月利用4日で一日3時間）
重度訪問介護（月利用3日で一日3時間程度）

4. 通常の事業地域

当面の間は豊中市を100%とする。
但し、利用希望があれば調整をおこなう。

5. 人的支援体制表（共通）



6. 組織体制

